|  |
| --- |
| 別記様式第１号の２（第３条、第５１条の８関係）消防計画作成（変更）届出書 |
| 年　　　月　　　日　西予市消防本部消防長　殿防火防災管理者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　管理権原者住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防火防災（法人の場合は、名称及び代表者氏名）別添のとおり、　　　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。 |
| 防　火　対　象　物又は　　　　の所在地建築物その他の工作物 |  |
| 防　火　対　象　物　又は　　　　の名称建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） |  |
| 防　火　対　象　物　又は　　　　の用途建築物その他の工作物（変更の場合は、変更後の名称） |  | 令別表第１（　　）項 |
| その他必要な事項（変更の場合は、主要な変更事項） |  |
| ※　受付欄 | ※　経過欄 |
|  |  |
| 備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。「防火防災」　２　　　　 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。　３　※印の欄は、記入しないこと。 |
| 　　　　　　　　　　消防計画年　月　日作成 |
| 第１　目的及びその適用範囲等 |
| １　目的　　この計画は、　　　　　　　　に基づき、　　　　　　の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。２　適用範囲　　　　　　　　　次の部分及び者に適用する。（1）　当該管理権原の及ぶ範囲は　　　　　　　　　　　　部分とする。（2）　　　　　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者（3）　その他　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 第２　管理権原者及び防火管理者の業務と権限 |
| １　管理権原者（1）　管理権原者は、　　　　　　　　　　　　　　の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。（2）　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。（3）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。（4）　管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。（5）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　防火管理者　　防火管理者は、次の業務を行う。（1）　消防計画の作成（変更）（2）　消火、通報、避難誘導などの訓練の実施（3）　火災予防上の自主検査の実施と監督　　　 次の項目を実施し、不備・欠陥箇所がある場合は、改修促進を図る。ア　建物　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　防火施設　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ウ　避難施設　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　エ　電気設備　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　オ　危険物施設　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　カ　火気を使用する設備器具（以下「火気設備器具」という。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　キ　消防用設備等・特殊消防用設備等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（4）　防火対象物の法定点検の立会い（5）　消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検・整備及び立会い（6）　改装工事など工事中の立会い及び安全対策の策定（7）　火気の使用、取扱いの指導、監督（8）　収容人員の適正管理（9）　　　　　　　　　　　に対する防災教育の実施（10）　防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督（11）　管理権原者への提案や報告（12）　放火防止対策の推進（13）　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 第３　消防機関との連絡等 |
| １　消防機関へ報告、連絡する事項 |
|  | 種別 | 届出等の時期 | 届出者等 |  |
| (1)　防火管理者選任（解任）届出 | 　防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき | 管理権原者 |
| (2)　消防計画作成（変更）届出 | 　消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したときア　管理権原者又は防火管理者の変更イ　自衛消防隊の大幅な変更ウ　用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等・特殊消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 | 防火管理者 |
| (3)　訓練実施の通報 | 　自衛消防訓練を実施する前 | 防火管理者 |
| (4)　消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告 | 　　　　　に１回（総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書） | 防火管理者の確認を受けた後に報告する。 |
| (5)　防火対象物定期点検結果報告 |  | 管理権原者 |
| (6) | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| その他 |
| ２　防火管理維持台帳の作成、整備及び保管　　管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管する。 |

|  |
| --- |
| 第４　火災予防上の点検・検査 |
| １　日常の火災予防（1）　　　　　　　　　　　　　　　　　が行う日常の任務は、別表１「日常の火災予防の担当者と日常の注意事項」のとおりとする。（2）　別表１は　　　　　　　に配付し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。（3）　その他　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　２　自主的に行う検査・点検　　火災予防上の自主検査　　自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。（1）　日常的に行う検査は、別表２「自主検査チェック表（日常）」に基づき、　　　　　　　　　　　　　がチェックする。（2）　定期的に行う検査は、別表３「自主検査チェック表（定期）」に基づき、　　　　　　　　　　　　　がチェックする。　　　　実施時期は、　　　　　　　　　　とする。（3）　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３　防火対象物の法定点検及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検（1）　点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。（2）　点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。（3）　点検時以外で不備を発見した場合は、予算措置し改修する。（4）　その他

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 点検時期 | 機器　　　　月 |
| 点検実施者 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 総合　　　　月 |

 |

|  |
| --- |
| 第５　厳守事項 |
| １　従業員等が守るべき事項 （1）　　　　　　　は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火設備が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。ア　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　階段等への出入口に設けられている扉の開閉（熱・煙等により自動的に閉まる扉を含む。）を妨げるように物品が置いてある場合は、直ちに除去する。ウ　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2）　火気管理等ア　喫煙管理について常に注意し、火気設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に吸殻の点検を行う。イ　火気設備器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。ウ　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （3）　放火防止対策ア　物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。イ　建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。ウ　火元責任者又は最終帰宅者による火気及び施錠の確認を行う。エ　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　防火管理者が守るべき事項（1）　収容人員の管理防火管理者は、収容人員を把握し必要に応じて　　　　　　の人員を制限する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（2）　工事における安全対策ア　防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。イ　防火管理者は、工事に立ち会うこと。ウ　工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。エ　工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。オ　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 第６　自衛消防隊等 |
| １　組織の編成　　自衛消防隊の編成（警戒宣言が発せられた場合の組織を含む。）及び任務は、下記のとおりとする。

|  |
| --- |
| 自衛消防隊長〔　　　　　　　　〕　　　　　　　　　 |
|  | 火災発生時の任務 | 警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の任務 |  |
| 通報連絡担当　　　　　　　　 | (1)　非常ベルを鳴らす。(2)　119番に通報する。(3)　到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 〇　情報収集担当とする。(1)　テレビ、ラジオ等により情報を収集する。(2)　自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 初期消火担当　　　　　　　　　　　　 | (1)　水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。(2)　天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 〇　点検担当とする。担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 避難誘導担当　　　　　　　　 | (1)　避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。(2)　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。　　　　　　　　　　　　 | 〇　火災発生時の任務と同じ。(1)　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。(2)　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　担当　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 |

|  |
| --- |
| 第７　地震対策 |
| １　防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表２及び別表３で定め実施する。２　地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。３　地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。（1）　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。（2）　火気設備器具の直近にいる　　　は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。（3）　防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。４　地震時の活動は、前記自衛消防隊による活動を原則とする。（1）　自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる　　　　に説明と適切な指示を行うこと。（2）　避難にあたっては、身の安全を確保した後　　　　　　へ避難させる。（3）　在館者等を指定避難場所　　　　　　　　　へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。（4）　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 ５　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合における対応措置（1）　防火管理者は、警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の内容及び　　　　　　　を事業所内の者に伝達する。（2）　防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。 |
| 第８　休日、夜間の防火管理体制 |
| 緊急連絡先　　　管理権原者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　防火管理者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１　休日、夜間に在館者がいる場合（1）　休日、夜間の防火管理体制休日、夜間の勤務者は、定期に巡回する等火災予防上の安全を確保する。（2）　休日、夜間における自衛消防活動休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で次の初動措置を行う。ア　通報連絡火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の勤務者に火災の発生を知らせ、関係者に速やかに連絡すること。イ　初期消火全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。ウ　避難誘導工事、点検等のため入館者がある場合は、非常放送設備、携帯用拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向等を指示すること。エ　消防隊への情報提供等消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。オ　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２　休日、夜間に無人となる場合　　休日、夜間において無人となる場合は、隣接する社宅、寮等の従業員等、からの通報により、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。 |
| 第９　防災教育 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 従業員、職員、新入社員等に別紙２・３の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 実施者、実施時期、内容等 |
| 従業員、職員 | 防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 新入社員 | 防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、採用時又は必要の都度、防災教育を行う。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

 |

 |
| 第10　訓練 |
|

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 | 訓練内容 | 実施時期 |
| 総合訓練 | 消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　　　　　 |
| 部分訓練 | 消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| 第11　避難経路図の掲出 |
|  |

|  |
| --- |
| 別表１　　　　　　　 日常の火災予防の担当者と日常の注意事項 |
| 防　　火　　管　　理　　者 | 　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　 |
| 防火担当責任者 | 火元責任者 | 防火担当責任者 | 火元責任者 |
| 担当区域 | 氏　　　名 | 担当区域 | 氏　　名 | 担当区域 | 氏　　　名 | 担当区域 | 氏　　名 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 担　当　者　の　任　務 |
| 防火管理者 | ・当該施設の防火管理業務の統括責任者・防火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。 |
| 防火担当責任者 | ・担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。・防火管理者の補佐を行う。 |
| 火元責任者 | ・担当区域の火災予防について「自主検査チェック表」などに基づきチェックし、防火管理者に報告する。 |
| 従業員等の注意事項 |
| 　１　消火器、屋内消火栓などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。　２　防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。　３　火気設備器具の周辺は、よく整理整頓して、燃えるものを接して置かないこと。　４　休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。　５　従業員、職員等の喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いて喫煙すること。　６　死角となる廊下、階段室、トイレなどに燃えるものを置かないこと。　７　危険物品等を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。　８　異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に報告すること。　９　喫煙場所などの吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認するほか、吸殻は不燃性の蓋付き水入り容器に入れるなどして処分すること。　10　建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは、決められた時間以外は、外に出さないこと。　11　電気、ガスなどの火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。　12　火元責任者は、担当区域の火気の状況を責任を持って管理すること。　13　その他 |
|  |  |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 別表２　　　　　　　　　自主検査チェック表（日常）　　　　　　　　　　　　　　　月

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施責任者 |  | 担当区域 |  |

 |
|  | 曜日 | 検査項目 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| １ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 11 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 12 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 15 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 16 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 17 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 18 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 19 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 20 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 21 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 22 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 23 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 25 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 26 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 27 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 28 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 29 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 30 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 31 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| （備考）　検査を実施し、良の場合は〇を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。　　　　　なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。 |  |
| 防火管理者確　認 |  |
|  |
| 別表３　　　　　　　　　自主検査チェック表（定期） |
| 実　施　項　目 | 確　認　箇　所 | 検査結果 |
| 建　物　構　造 | (1)　基礎部 | 上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。 |  |
| (2)　柱・はり・壁・床 | コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。 |  |
| (3)　天井 | 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。 |  |
| (4)　窓枠・サッシ・ガラス | 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体の外れのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。 |  |
| (5)　外壁・ひさし・パラペット | 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。 |  |
| (6)　屋外階段 | 各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。 |  |
| (7)　手すり | 支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。 |  |
| (8)　消防隊非常用進入口 | 表示されているか。また、進入障害はないか。 |  |
| 防　火　施　設 | (1)　外壁の構造及び開口部等 | 8　外壁の耐火構造等に損傷はないか。8　外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。8　防火戸は円滑に開閉できるか。 |  |
| (2)　防火区画 | 8　防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。8　階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。8　自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。　〔確認要領〕・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。　　　　　　　・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。8　防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。8　防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。8　防火ダンパーの作動状況は良いか。 |  |
| 避　難　施　設 | (1)　廊下・通路 | 8　有効幅員が確保されているか。8　避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。 |  |
| (2)　階段 | 8　手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。8　階段室の内装は不燃材料になっているか。8　階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。8　非常用照明がバッテリーで点灯するか。 |  |
| (3)　避難階の避難口　　（出入口） | 8　扉の開放方向は避難上支障ないか。8　避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。8　避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。8　避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。 |  |
| 火気設備器具 | (1)　厨房設備　　(大型レンジ、　　フライヤー等)､ガスコンロ、湯沸器 | 8　可燃物品からの保有距離は適正か。8　異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。8　ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。8　油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。8　排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。8　燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。 |  |
| (2)　ガスストーブ、石油ストーブ | 8　自動消火装置は適正に機能するか。8　火気周囲は整理整頓されているか。 |  |
| 電気設備 | (1)　変電設備 | 8　電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。8　変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。8　変電設備に異音、過熱はないか。 |  |
| (2)　電気器具 | 8　タコ足の接続を行っていないか。8　許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 |  |
| 危険物施設 | (1)　少量危険物貯蔵取扱所 | 8　標識は掲げられているか。8　掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。8　換気設備は適正に機能しているか。8　容器の転倒、落下防止措置はあるか。8　整理清掃状況は適正か。8　危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。8　屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。 |  |
| (2)　指定可燃物貯蔵取扱所 | 8　標識は掲げられているか。8　貯蔵取扱所周囲に火気はないか。8　整理整頓（集積）の状況は良いか。 |  |
| 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 検査実施者氏名 | 検査実施日 | 防火管理者確認 |
| 　構造関係　　　　　　　防火関係　　　　　　　避難関係　　　　　　 | 年　月　日年　月　日年　月　日 | 火気設備器具　　　　　　電気設備　　　　　　　　危険物施設　　　　　　　 | 年　月　日年　月　日年　月　日 |  |

|  |
| --- |
| 別紙２　　　　　　　　　　　防災の手引き（新入社員用） |
| 〔消防計画について〕　　　　　　　の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。〔消火器について〕　１　消火器の設置場所を覚えてください。　　　自分の持場から近い順に２か所以上覚えてください。　２　消火器の使い方を覚えてください。　　　使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。〔火気設備器具について〕　１　火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。　２　火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。　３　火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。　４　地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。　５　終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。〔喫煙について〕　１　喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。　２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。　３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。〔危険物の取扱いについて〕　１　危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。　２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。〔避難施設の維持管理について〕　１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備の設置や、物品を置かないでください。　２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。〔放火防止対策について〕　１　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。　２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。　３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。〔火災時の対応〕　１　通報連絡　　　119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）　　　防火管理者に連絡します。　２　消火活動　　　消火器を使って、消火活動を行います。　３　避難誘導　　　避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。〔地震時の対応〕　１　身の安全を図ってください。　　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。　２　火の始末を行ってください。　　　揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。〔その他〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 別紙３　　　　　　　　　　　防災の手引き（従業員用） |
| 〔消防計画について〕　　当事業所の消防計画を再確認してください。　　消防計画の確認項目　１　通報連絡担当者（　　　　　　　　　　）　２　初期消火担当者（　　　　　　　　　　　　　　）　３　避難誘導担当者（　　　　　　　　　　　　　　）　４　日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）　５　定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）〔火気設備器具について〕　１　火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。　２　火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。　３　火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。　４　地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。　５　終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。〔喫煙について〕　１　喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。　２　タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。　３　終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。〔危険物の取扱いについて〕　１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。　２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。〔避難施設の維持管理について〕　１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備の設置や、物品を置かないでください。　２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。〔放火防止対策について〕　１　建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。　２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。　３　ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。　４　店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。〔火災時の対応〕　１　通報連絡　　　119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）　　　防火管理者に連絡し、指示を受けてください。　２　消火活動　　　消火器を使って、消火活動を行います。　３　避難誘導　　　避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。〔地震時の対応〕　１　まず身の安全を図ってください。　　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。　２　火の始末を行ってください。　　　揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。〔その他〕　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |